



鳥取県公報

平成14年11月29日(金)
第7439号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (596) (福祉保健課)	1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (597) (")	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (598) (")	2
	土地改良事業の協議の適否の決定 (599) (耕地課)	2
	保安林の指定の解除予定 (600) (森林保全課)	2
	基本測量の終了 (601) (管理課)	3
	県道の路線の認定 (602) (道路課)	3
公 告	ふぐ処理師試験等の実施 (県民生活課)	3

告 示

鳥取県告示第596号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人岡空小児科医院	境港市浜ノ町127	平成14年9月1日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目215	平成14年11月1日
あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目3 - 6	"

鳥取県告示第597号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人社団辻歯科医院	米子市車尾四丁目 3 - 46	平成14年11月 1 日
鳥取県薬学総合センター西部薬局	米子市車尾四丁目13 - 24	〃
よなご薬局	米子市車尾四丁目14 - 15	〃

鳥取県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡空小児科医院	境港市浜ノ町127	平成14年 8 月31日
戸田医院	八頭郡郡家町大字郡家235	平成14年 9 月30日
山田医院	八頭郡河原町大字佐貫756	平成14年10月11日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目215	平成14年10月31日

鳥取県告示第599号

日南町が行う土地改良事業（柵田地域等保全整備事業神戸上地区農道整備）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 縦覧に供する期間
平成14年12月2日から23日間
- 縦覧に供する場所
日南町役場
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第600号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字小泓502の4から502の6まで、503の2、504の2、字井手下530の2、539の2、544の2、544の3、546の2、546の5、553の2、553の4、554、555の1、555の2、字宮ノ後969の2、970の2、974の2、974の4、975の2、975の4、976の3、976の4、976の6、977の3、977の4、978の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字野中582の2、583の1から583の3まで、597の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

2 作業地域 八頭郡郡家町

3 終了年月日 平成14年11月2日

鳥取県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
170	海田倉吉停車場線	倉吉市上井	倉吉市海田西町	
324	河原インター線	八頭郡郡家町大字西御門	八頭郡河原町大字福和田	

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成14年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成15年1月30日（木）午前10時から正午まで
- (2) 実地試験 平成15年1月30日（木）午後1時から

2 試験の場所

- (1) 学科試験 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
- (2) 実地試験 倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格を有する者

(1) ふぐ処理師試験

平成15年1月30日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号に規定する魚介類販売業（以下「魚介類販売業」という。）若しくは同条第13号に規定する魚肉ねり製品製造業（以下「魚肉ねり製品製造業」という。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

- ア 衛生関係法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品衛生学
- エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

- ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
- ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成15年1月6日（月）から同月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）（必着）

6 受験願書の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所又は保健所支所をいう。以下同じ。）に提出すること。

7 受験願書の添付書類

(1) ふぐ処理師試験

- ア 戸籍抄本又は外国人登録済証明書
- イ 写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
- ウ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

(2) ふぐ調理師試験

- ア 写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
- イ 調理師免許証の写し

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 試験当日の携行品

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

平成15年2月14日（金）に所轄保健所に掲示する。

11 その他

(1) 受験願書及び受験に必要な書類は、所轄保健所において交付する。

(2) 試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

(3) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の規定に基づき開示する。

(4) 受験者は、実地試験に用いるふぐを用意する必要はない。

